

ニュージーランドの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ニュージーランド（英語では「New Zealand」、マオリ語では「Aotearoa」）は、南西太平洋ポリネシアの 2 つの主要な島とその他の小さな島々からなる立憲君主制国家である。エリザベス女王が英国女王とニュージーランド女王を兼ねており、ニュージーランド国家元首とされるが、形式的な権限しかない（実際には、総督が女王の代行を務めている）。国土の面積は約 27 万平方キロメートルであり、日本の本州と九州を合わせた程度の大きさである。首都はウェリントンであるが、最大の都市はオークランドである。公用語は英語・マオリ語・ニュージーランド手話、通貨はニュージーランド・ドルである。約 500 万人のニュージーランド国民の約 70%は白人系、約 17%はマオリ系、約 15%はアジア系という構成となっている²。

ニュージーランドには、9 世紀頃からマオリ人が居住していたが、1642 年にオランダ人探検家タスマンがヨーロッパ人として初めて「発見」した。1769 年には英国人探検家クックが探検を行った。ニュージーランドは、1840 年に英国とマオリ族との間で締結されたワイタングィ条約により英国国王の植民地となり、1907 年には英連邦自治領となった。1947 年、ニュージーランドは、英連邦の 1 国として独立した。

ニュージーランドは、長く英国の植民地であったことから、英国法³の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、重要な分野では、多くの法令が成文法として規定されている。即ち、ニュージーランドが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、英国の裁判所の判決は、ニュージーランドの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

ニュージーランドは、環太平洋造山帯に属し、火山と急峻な山脈が多いことから、「ロード・オブ・ザ・リング」、「ナルニア国物語」、「ラスト・サムライ」、「キングコング」等の映画のロケ地となった。このような豊かな自然環境は、ニュージーランドの観光資源とな

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/data.html#02>

³ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

っているほか、水力発電が国内総発電量の約 6 割を占める理由となっている。2011 年には、マグニチュード 6.3 のカンタベリー地震が発生し、185 人が死亡した。

ニュージーランドの主な産業は、農業である。とくに乳製品、肉類、木材、野菜、果実、水産品、ワイン、羊毛等の第一次産品は輸出の 6～7 割を占めている。ニュージーランド政府は、さらなる輸出振興を図るため、貿易自由化を推進している⁴。近時は、バイオテクノロジー等の科学技術開発にも注力している。

ニュージーランドの貿易相手国は、輸出・輸入とも、第 1 位は中国、第 2 位はオーストラリアとなっており、中国の存在感が増している。ニュージーランドは、日本等とともに、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（「TPP11」又は「CPTPP」）の締約国でもある。

日本企業のニュージーランド進出やニュージーランド企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がニュージーランドにおける法的問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ニュージーランドの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、ニュージーランドの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

ニュージーランドには、法律より上位に位置付けられる成文憲法典は存在しない。議会の法律、法的文書、裁判所の判例、慣習等が、実質的意義の憲法を形作っている。議会の法律としては、1986 年憲法法、1990 年ニュージーランド権利章典法、1993 年人権法等⁵があるが、いずれも通常の「法律」であり、改正は困難ではない。

ニュージーランドは、英国にならい、議院内閣制、立憲君主制、コモン・ローによる人権保障、民主主義を採用している。

全 29 条からなる 1986 年憲法法の体系は表 1、全 29 条からなる 1990 年ニュージーランド権利章典法の体系は表 2、全 29 条からなる 1993 年人権法の体系は表 3 のとおりである。

表 1 : 1986 年憲法法の体系

		第 1 条
第 1 章 統治権者		第 2 条～第 5 条

⁴ 本稿におけるニュージーランドの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』（二宮書店、2022 年）467～468 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）241 頁等を参照した。

⁵ 本稿における 1986 年憲法法、1990 年ニュージーランド権利章典法、1993 年人権法の日本語訳は、東條喜代子・石田裕敏著「ニュージーランド」（萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第 2 版】』（明石書店、2007 年）所収）等を参照した。

第2章 行政部		第6条～第9条
第3章 立法部	代議院	第10条～第13条
	議會	第14条～第20条
	議會及び国の財政	第21条～第22条
第4章 司法部		第23条～第24条
第5章 雜則		第25条～第29条

表2：1990年ニュージーランド権利章典法の体系

		第1条
第1部 一般規定		第2条～第7条
第2部 市民的・政治的権利	人の生命と安全	第8条～第11条
	民主的市民的権利	第12条～第18条
	非差別とマイノリティの権利	第19条～第20条
	捜索、逮捕、留置	第21条～第27条
第3部 雜則		第28条～第29条

表3：1993年人権法の主な体系

	第1条～第3条
第1部 人権委員会	第4条～第20H条
第1A部 人及び団体又は法的権限をもって行動する人及び団体に関する、政府による差別	第20I条～第20L条
第2部 違法な差別	第21A条～第74条
第3部 紛争解決並びに第1A部及び第2部の遵守	第75条～第92W条
第4部 人権審査法廷	第93条～第126条
第5部 質問に関する権限	第126A条～第130条
第6部 人種差別の扇動	第131条～第132条
第7部 雜則	第133条～第153条

2 統治機構

(1) 女王及び総督

ニュージーランドの国家元首は「女王」であるが、権限のほとんどは形式的なものとな

っている。実際には、女王が任命した「総督」が、首相の助言に従い、女王の権限を代行する。

（２）議会

議会（Parliament）は、女王及び代議院から構成される。ニュージーランドは、もともと二院制の議会制度を有していたが、1950年に上院の廃止を決定し、1951年1月より、議会は代議院（下院）のみの一院制となっている。

議員の基本定数は120議席である。議員の任期は3年である。小選挙区比例代表併用制が採用されており、ニュージーランドの国籍保有者及び永住権保有者による投票により選出される。

議会は、立法権を有する。代議院により採択された法律案は、女王又は総督が裁可・署名することにより、法律として成立する。

（３）行政

ニュージーランドの行政府の長は、首相である。議会で過半数の議席を有する政党を率いる者が首相となる。首相及び他の大臣は、内閣を構成する。議員のみが首相及び他の大臣になることができる。首相は、内閣の議長を務め、政府の全ての分野にわたって一般的な調整責任を負う。首相は総督に対し、議会を解散し選挙を行うこと、及び大臣を任命・解任することを助言することができる。

（４）司法

ニュージーランドには、一般裁判所と専門裁判所がある。

ほとんどの民事事件及び刑事事件は、一般裁判所が管轄する。一般裁判所には、地方裁判所、高等裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の4つのレベルがある。ほとんどの民事事件及び刑事事件は、地方裁判所が第一審となる。現在、ニュージーランドには、全国に58の地方裁判所がある。高等裁判所は、訴額が35万ドル以上の高額な民事事件や重大な刑事事件の第一審を管轄するほか、下級裁判所や専門裁判所からの控訴事件を管轄する。高等裁判所の裁判官は46名で、オークランド、ウェリントン、クライストチャーチにある拠点から、裁判官がニュージーランド国内の他の16の拠点を巡回している。控訴裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、雇用裁判所からの民事事件及び刑事事件の控訴審を管轄する。最高裁判所は、ニュージーランドの最終審裁判所であり、民事事件及び刑事事件の上告審を管轄する。最高裁判所は、ロンドンにある枢密院司法委員会に代わるものとして、2004年に設立された。最高裁判所の裁判官は6名である⁶。

6

<https://www.newzealandnow.govt.nz/live-in-new-zealand/history-government/legal-system>

専門裁判所には、雇用裁判所（労働事件を管轄する）、家庭裁判所（子供の親権、親との面会、離婚、養子縁組、保護命令等の事件を管轄する）、少年裁判所（12歳以上17歳未満の者の犯罪事件を管轄する）、マオリ土地裁判所・マオリ上訴裁判所（マオリの土地に関する事件を管轄する）、環境裁判所（資源管理、計画、開発に関する事件を管轄する）がある⁷。

ニュージーランドの裁判官は、政府の閣僚である司法長官の助言に基づき、総督によって任命される。司法長官は裁判官を任命する前に、特に法律専門家の意見を求め、広く協議を行う。裁判官の独立及び司法の独立を保障するため、裁判官は罷免され、又は給与を減額されることがない。裁判官として任命されるのは弁護士のみで、少なくとも7年間の実務経験が必要である⁸。

3 人権

ニュージーランドは、他の諸外国と比べ、先進的な人権保障規定を一早く導入してきた。例えば、1893年には世界で初めて、女性の参政権を保障した。また、1961年には死刑を廃止した。さらに、1962年にはオンブズマン制度、1982年には情報公開法制、1993年にはプライバシー保護制度を導入した⁹。2013年からは、同性婚が認められている。

1990年ニュージーランド権利章典法は、1977年の国際人権規約（自由権規約）を国内法化するために制定されたものであり、自由権、差別の禁止等について規定している。具体的には、アファーマティブ・アクション（19条2項）を認めているほか、民族的、宗教的、言語的マイノリティに属する人の権利の保障について明文規定を置いている（20条）。

1993年人権法は、詳細かつ具体的な差別禁止条項を有している。例えば、性的指向による差別の禁止（21条1項m号）、雇用における差別の禁止（22条）、民族的・国家的出自を理由とする脅迫・罵倒・侮辱等の禁止（61条）、セクシャル・ハラスメントの禁止（62条）、人種ハラスメントの禁止（63条）等について規定している。

ニュージーランドは、新型コロナウイルス対策として、2020年3月25日に緊急事態宣言を発した。緊急事態宣言といっても、ニュージーランドは憲法典を持たないため、法律レベルのものである。即ち、①2006年エピソード対策法に基づき、感染症のアウトブレイク宣言を行うことにより、従来の法規制を迅速に変更することができるようになった。また、②2002年民間防衛緊急事態管理法に基づき、たとえリスクが科学的・技術的に不確実な場合でも当該リスクに対応できるように警戒するという「予防的アプローチ」が採ら

⁷

<https://www.newzealandnow.govt.nz/live-in-new-zealand/history-government/legal-system>

⁸

<https://www.newzealandnow.govt.nz/live-in-new-zealand/history-government/legal-system>

⁹ 松井幸夫著「ニュージーランド憲法とイギリス憲法」『憲法の「現代化」—ウェストミンスター型憲法の変動—』（敬文堂、2016年）所収）359頁。

れ、国家レベル又は地域レベルでの緊急事態が発令された場合には、救命・救助活動、食料・衣服・避難施設の供給、交通規制、死体等の処理、公共の場所の封鎖、一定の活動の中止の指示等を行うことができるものとされた。さらに、③新型コロナウイルス公衆衛生対策法に基づき、大臣は行動規制及び隔離の命令を発布することができるようになり、法執行官は令状なしで施設等に立ち入ることができ、命令違反者に対し罰則を科することができるようになった。ニュージーランドが積極的に予防的対応を行おうとする背景には、島嶼国である同国がもともと動植物や食品の検疫に関するバイオセーフティに注力しており、外来種への警戒心が強いという事情があったといわれている。他方、上記のようなニュージーランド政府の対応は、自由や経済活動を犠牲にするものであるとして、野党からの反発も強かったようである¹⁰。新型コロナウイルス対策は各国・地域によりさまざまな対応が採られているが、ニュージーランドを含む各国・地域の対応方法は、日本にとっても参考となる。

Ⅲ 民法

ニュージーランドには、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。ニュージーランドの私法制度は、基本的には、コモン・ロー及びエクイティに基づく判例法によって形成されている。また、ある特定の事項について規律する成文法も制定されており、例えば、2017年契約・商事法、1986年公正取引法、1947年寄与過失法、1992年名誉毀損法、1962年占有者責任法等がある。

1986年公正取引法は、2013年改正により、不公正な契約条項に関する規制を導入した。同法によると、「標準取引約款による消費者契約」¹¹の条項が不公正であると認められる場合（例えば、一方当事者にのみ、契約上の義務の減免を認めたり、契約解除権を認めたりする条項がある場合）、当該条項の適用又は執行は禁止される。事業者がこの禁止に違反した場合、その行為は犯罪として扱われ、裁判所によって罰金が科され、又は使用差止命令や損害賠償命令を受ける可能性がある。ニュージーランドの不公正な契約条項に関する規制は、オーストラリアのものと類似しているといえる¹²。

¹⁰ 大林啓吾編『コロナの憲法学』（弘文堂、2021年）125～133頁。

¹¹ 個々の契約が「標準取引約款による消費者契約」に該当するか否かの考慮要素は、①当事者の一方が、その取引に関する交渉力について完全にまたは大部分において優位な立場にあるか、②契約が当事者の一方により、その取引に関する交渉前に用意されたものであるか、③当事者の一方が実質的には契約条件を全面的に許諾するか拒否するかを選択を要請されたが否か、④当事者が契約条件を交渉するための有効な機会をどの程度有していたか、⑤各当事者の特性が契約においてどの程度考慮されているかである（カライスコス・アントニオスほか著「ニュージーランドにおける不当条項規制 ―商務委員会・消費者団体の取組みを交えて―」（『消費者法ニュース No.111』（消費者法ニュース発行会議、2017年）所収）209～210頁）。

¹² アントニオス・前掲書 209～214頁。

ニュージーランドにおける懲罰的賠償は、主に、事故補償制度と関連して展開してきた。米国のように、企業の反社会的活動に制裁を加えるという意味合いはあまりない。むしろ、個人対個人における不法行為訴訟がその中心である。ニュージーランドでは、懲罰的賠償が認められる場合でも、賠償額は 2 万ニュージーランド・ドル程度であり、米国のように巨額の懲罰的賠償が認められることは少ない¹³。

外国人による土地所有権の取得については、居住用土地等の場合は、海外投資局による審査を経なければならないが、それ以外の商業用・工業用土地の場合は、規制が少ない。土地の登記については、「トレンス・システム」(Torrens System) が採用されており、ニュージーランド政府は、土地の権原の正確性を保証する。現在では、土地の登記の記録は電子化されており、物理的な登記証明書は存在しない¹⁴。

ニュージーランドでは、従来、動産担保に関する法律が、コモンローとエクイティに基づくルールが複雑に絡み合っており、統一されていなかった。そこで、米国統一商事法典(UCC) 第 9 編にならい、動産担保に関する規律を統一する法律として、「1999 年動産担保法」(Personal Property Securities Act 1999, PPSA) が制定された¹⁵。

IV 会社法

ニュージーランドに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、現地法人を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するニュージーランド法人である。支店開設の場合も、現地法人の設立の場合も、ニュージーランド会社登記局に登録申請を行い、納税者番号を取得する必要がある。他の多くの国・地域とは異なり、ニュージーランドでは、会社登記局が管理する会社登記簿は一般に公開されており、そこには取締役や株主に関する情報(居住地や正式名称等)が記載されている¹⁶。

外国企業がニュージーランドに現地法人を設立する場合、「有限責任株式会社」(Limited Liability Company)の形態が一般的に利用される。有限責任株式会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額(出資額)に限定される。有限責任株式会社の場合、最低でも 1 株を発行しなければならないが、上限は無い。株式を現金以外の対価で発行する場合、取締役会は、その意見として、提供される対価の現在の現金価値が、株式の発行に際して計上される金額を下回らないことを決

¹³ 佐野隆著「懲罰的賠償の現場 ―ニュージーランドおよびイングランド―」(『比較法研究 No.72』(比較法学会、2011 年) 所収) 116～120 頁。

¹⁴ 「Legal Aspects of Doing Business in Asia, Second Edition」(JURIS、2019 年)の「New Zealand」9～12 頁。

¹⁵ 道垣内弘人・藤澤尚江著「ニュージーランド法」(『別冊 NBL No.177 動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書』(商事法務、2021 年) 所収) 151～152 頁。

¹⁶ <https://chapmantripp.com/media/bfgnarux/doing-business-in-new-zealand-guide.pdf>

議しなければならない。株主は、定款に別段の定めがある場合を除き、普通決議によって取締役を任命することができる。取締役会は、①ニュージーランドに居住する取締役、または②オーストラリアで設立された会社の取締役でオーストラリアに居住する取締役の少なくとも 1 名で構成されなければならない。親会社は、通常、子会社たる有限責任株式会社の債務に対して責任を負わない。例外的なケースにおいて、裁判所は、子会社の清算において生じた請求の全部または一部を支払うことが正当かつ公平である場合、親会社に支払を命じることができる¹⁷。

V 民事訴訟法

ニュージーランドでは、訴額が 35 万ドル未満の民事訴訟事件は、地方裁判所が第一審となる（訴額が 3 万ドル未満の民事訴訟事件は、紛争法廷により審理される可能性がある）。地方裁判所は、一般に、契約紛争、不法行為紛争等の事件を管轄するが、土地の返還、遺言の解釈、司法審査等に係る事件の管轄権を有しない¹⁸。訴額が 35 万ドル以上の民事訴訟事件等は、高等裁判所が第一審となる。控訴裁判所は、高等裁判所、地方裁判所からの民事事件の控訴審を管轄する。

民事訴訟に関する法令としては、2016 年地方裁判所法、及び 2014 年地方裁判所規則等がある。2016 年地方裁判所法は、裁判所の構成および管轄権、裁判所の実務および手続、裁判所の裁判官およびその他の職員の選任、任命、解任、および条件等について規定している。

ニュージーランドの民事訴訟手続においては、争点整理、証拠収集、証拠調べ等の手続全般にわたって、当事者が主導的役割を担う当事者対抗主義（adversarial system）が採用されている。民事訴訟手続は、基本的に、①訴えの提起、②訴答手続（pleadings）、③準備手続（directions）、④文書開示（discovery）、⑤口頭弁論、⑥判決という流れをたどる。

ニュージーランドの弁護士制度には、法廷弁護士（バリスター）と事務弁護士（ソリシター）の区別がある。バリスターは、法廷において弁論を行うことを主な業務とするのに対し、ソリシターは、書面の準備・作成等の事務的な業務を取り扱う。

日本企業と外国企業とが締結する契約においては、当該契約に関連して発生する法的紛争は、「訴訟」ではなく、「仲裁」（私人間の合意に基づいて、第三者を選任し、その者の判断によって紛争解決を図る手続）により解決する旨の条項（仲裁条項）を規定することも可能である。ニュージーランドは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、ニュージーランドにおける仲裁判断を同条約の加盟国で執行することが認められる。ニュージーランドの仲裁機関としては、「ニュージーランド国

¹⁷

[https://content.next.westlaw.com/Document/I2ef129911ed511e38578f7ccc38dcbee/View/FullText.html?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://content.next.westlaw.com/Document/I2ef129911ed511e38578f7ccc38dcbee/View/FullText.html?transitionType=Default&contextData=(sc.Default))

¹⁸ <https://www.districtcourts.govt.nz/civil-court/civil-jurisdiction/>

際仲裁センター」(New Zealand International Arbitration Centre, NZIAC)¹⁹がある。

VI 刑事法

ニュージーランドの刑事事件の第一審の約 95%は、地方裁判所が管轄している。地方裁判所は、幅広い刑事裁判権を有しており、例えば、強姦、加重強盗等の重大な犯罪から、軽微な犯罪まで審理することができる。地方裁判所で審理できない犯罪、例えば、殺人、過失致死、反逆罪等の事件は、高等裁判所が審理する²⁰。

刑事手続については、2011 年刑事手続法が規定している。刑事事件のほとんどは、裁判官と陪審員により審理される。拘禁刑で処罰されない事件、または 2 年未満の拘禁刑の事件では、陪審員なしで裁判官のみにより審理が行われる。

被告人を有罪とする場合、裁判官は、2002 年量刑法及び過去の判例に従って判決を下す。刑事制裁には、拘禁、在宅拘禁、集中監督及び社会内拘禁、社会奉仕及び監督、罰金及び被害弁償等、さまざまな種類がある。このうち、被害弁償 (reparation) は、独立の刑事制裁ではあるが、実際には、他の刑事制裁と併科されることが多い。ニュージーランドでは、「修復的司法」(restorative justice) の考え方の下、財産の損失に対する回復のため、刑事制裁としての被害弁償という制度が発展した。被害弁償が科される犯罪としては、財産犯罪、器物損壊罪、交通犯罪、暴力犯罪等がある。被害弁償の対象となる「被害」には、財産的損害、精神的損害、及び精神的・身体的・財産的損害のいずれかから引き続いて生じた損害が含まれる。被害弁償の上限額は制限されていないが、裁判所は、被害弁償の総額、一括払いか分割払いか、支払期限を言い渡す²¹。

ニュージーランドは、1963 年に世界で初めて、犯罪被害者補償制度を設け、犯罪被害者及びその家族遺族に対して経済的支援を行うこととした国であり、その後も多くの先進的な犯罪被害者支援制度の導入を図っている。即ち、ニュージーランドでは、犯罪被害も労働災害と同様の災害として位置づけられ、これらを包括する補償制度の中に統合された。具体的には、災害補償公社 (Accident Compensation Corporation, ACC) が設置され、労災補償レベルの補償を国が犯罪被害者に補償するという制度が採用された (財源は、強制加入の国民災害保険制度による)。但し、財産的損害は犯罪被害者補償制度の対象とならないため、被害弁償又は民事賠償による回復を求めることになる。この犯罪被害者補償制度の給付対象者には、学生、未就労者、海外からの旅行者等も含まれる²²。

¹⁹ <https://www.nziac.com/arbitration/>

²⁰ <https://www.districtcourts.govt.nz/criminal-court/criminal-jurisdiction/>

²¹ 永田憲史著「ニュージーランドにおける刑事制裁としての被害弁償 ―我が国における損害賠償命令制度導入の際の議論を契機として―」(『関西大学法学論集 第 59 巻第 3・4 合併号』(関西大学法学会、2009 年) 所収) 416~417、425~429、441~442 頁。

²² 奥村正雄著「ニュージーランドにおける犯罪被害者と刑事司法」(『同志社法学 第 59 巻第 1 号』(同志社法学会、2007 年) 所収) 1~4 頁。

ニュージーランドにおける「おとり捜査」の適法・違法の判断は、以下の基準による。即ち、「捜査機関の働き掛けが無かったら被告人は犯罪を行わなかったか否か」という観点から、①捜査機関が犯罪行為を開始したのか、それとも捜査機関は単に犯罪機会を提供したにとどまるか、②権利章典やコモン・ローに定められている憲法的原理が侵害されているか等を考慮しつつ、「捜査機関が捜査対象としている犯罪」と「捜査機関が被疑者に犯行の機会を提供した犯罪」との間に合理的な関係及び相当性があるか否かが判断される²³。

Ⅶ おわりに

以上、ニュージーランドの法制度の概要を紹介したが、ニュージーランド法については、米国・EU・中国・オーストラリア等と比べ、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。判例法を中心とするニュージーランドの法制度は、日本の法制度とは異なる法的概念が用いられることもあり、成文法を主とする日本の法体系を学んだ者にとっては、ニュージーランド法には、とっつきにくい面があることは否定できない。しかし、ニュージーランドは、TPP11（CPTTP）の締約国であり、今後も、日本企業にとって重要な貿易相手国の一つであり続けるであろうこと等を考えると、今後も、ニュージーランドの法制度の動向について注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.4』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第2回 ニュージーランド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²³ 鈴木一義著「コモンウェルス諸国におけるおとり捜査」（『法学新報 116-5・6』（中央大学法学会、2009年）所収）72～73頁。